

# 令和5・6年度 物品調達等 入札参加資格申請要領

## 1 資格審査

熊野町が令和5・6年度に発注する物品調達等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

## 2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

書面申請

申請者の区分	提出先	提出期間・受付期間
県内業者 (登記簿上の本店を 県内に有する者)  県外業者 (登記簿上の本店を 県外に有する者)	熊野町役場財務課  〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (TEL 082-820-5632)	令和4年11月1日(火) 令和4年11月18日(金)  午前 8:30~12:00 午後 1:00~5:15  (土・日・祝祭日を除く)

※ 提出書類は別表によること。(別表に掲げる書類を一覧表の順に添付し、A4版のファイルに綴じて提出すること。ファイルの背表紙下部に会社名を記載すること。)

※ 令和5年4月1日以降は、随時受付を行います。

※ 物品調達等の入札参加資格申請は、電子申請はできません。

## 3 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
- ウ 営業に必要な許可、認可などを得ていない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者
- オ 別表中添付書類にある「誓約書」記載事項を誓約できない者

#### 4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和5年度及び令和6年度中に熊野町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和7年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、熊野町が発注する業務において再委託を受けることはできません。

#### 5 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和7年5月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和5年6月1日を予定しています。

## 別表

添付書類	様式番号
1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式第1号
2 営業所一覧	様式第2号
3 営業概要書	様式第3号
4 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）及び印鑑証明書の写し 個人……印鑑証明書の写し。	
5 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第4号
6 法人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……青色申告者は、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）。白色申告者は、収支内訳書。権利能力なき社団は、団体の財務諸表の写し。	
7 営業に必要な許可、認可などを得たことを証明する書面又はその写し	
8 誓約書	様式第5号
9 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）又はその写し（熊野町住民生活部税務住民課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。）	
10 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

2 第4項、第9項及び第10項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 第2項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

4 第6項の定める書類については、入札参加資格の申請を行う日までに直前1年分の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第6項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。

# 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品・役務の提供等)

令和5・6年度において、熊野町で行われる物品・役務の提供等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

郵便番号

フリガナ

住 所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代 表 者 (役職)

(氏名)

実印

フリガナ

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

FAX番号

ホームページURL

ISO取得の状況

ISO 9000シリーズ	有 ・ 無	ある場合は: ISO	取得年月日 R . .
ISO14000シリーズ	有 ・ 無	ある場合は: ISO	取得年月日 R . .

様式第2号(物品・役務の提供等)

## 営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所 在 地	電話・FAX番号
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		
		-		

**記載要領**

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「一(ハイフン)」で区切ること。



# 委任状

令和 年 月 日

熊野町長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日から  
令和7年5月31日まで貴町を相手方とする一切の契約について  
次の権限を委任します。

## 記

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

### （委任事項）

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 契約代金、保証金の請求及び受領に関する件
- 4 復代理人選任に関する件
- 5 その他これに付随する一切の件

## 誓 約 書

私は次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、町が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

熊野町が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出の義務を履行します。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1，2に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過失により上記3に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

熊野町長様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印



# 営業種目表

大分類		中分類		記事
コード	品目	コード	品目	
1	文具・事務用機器類	1	用紙	コピー用紙・洋紙・和紙・クロス・諸用紙等
		2	文具	文房具等
		3	印判	印鑑・ゴム印等
		4	事務機器A	事務用机、椅子・キャビネット
		5	事務機器B	パソコン・ワープロ等
		6	事務機器C	複写機・プリンタ・印刷機・計算機
		7	トナー	トナー・リサイクルトナー
2	家具類	1	家具類	応接セット等
		2	室内装飾	ブラインド・カーテン・時計・畳・絨毯・室内装置品等
3	機械類	1	電気通信機器	冷暖房機器・通信機器(電話機)・家電製品等
		2	医療機器	体重計・血圧計
		3	厨房機器	給食用機器・調理器・流し台等
		4	計測機器	気象用機器・測量用計器・音響測定器
		5	諸機器	ボイラー・消火器・ミシン等
4	車両	1	車両	自動車・自動二輪車・自転車等
5	薬品類	1	人体薬品	ワクチン類等
		2	環境衛生薬品	プール薬品等
		3	その他	農業薬品・衛生材料・衛生用品(マスク)等
6	燃料油脂類	1	石油	ガソリン・灯油・軽油・重油等
		2	ガス	プロパン
		3	その他	潤滑油等
7	教育用品	1	教材・教具	各教材・教具等
		2	書籍・雑誌	図書・法規・雑誌・地図等
		3	スポーツ用品	野球用品・体育設備等
		4	楽器	ピアノ・レコード等
		5	黒板	学校用黒板等
		6	映写フィルム	スライド・フィルム等
		7	保育用品	遊具・玩具等
8	資材類	1	鋼材	鋼材・鋼管等
		2	計量器	水道メーター
		3	水道用資材	鋳鉄管・仕切弁
		4	諸資材	建築資材等

# 営業種目表

大分類		中分類		記事
コード	品目	コード	品目	
9	その他	1	繊維	寝具・テント等
		2	進物	記念品・進物用品等
		3	衣類	事務服・作業服等
		4	記章・標識等	記章・カップ・標識・プレート・看板等
		5	金物・荒物	大工道具・家庭用具・清掃用具
		6	払下品類	金属・ガラス等
		7	その他	食料品・飼料等
10	役務	1	清掃	建物清掃(床・窓ガラス)等
		2	消防設備	消防設備保守点検等
		3	浄化槽	浄化槽保守点検等
		4	ゴミ収集運搬	一般廃棄物収集運搬等
		5	警備	警備業務等
		6	給食	学校給食等
		7	印刷	印刷製本・現像等
		8	リース	電子機器リース
		9	研修	パソコン研修・接遇研修
		10	レンタル	各種レンタル
		11	その他	ソフトウェア開発